

2020年6月26日

提言：新型コロナウイルス感染症による結核医療体制への影響に鑑み

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）には接触、飛沫感染対策を基本とするが、気管内挿管などエアロゾル発生手技の場合、空気感染対策を要するとされる。そのこともあり、2020年2～5月のCOVID-19対応に、複数の医療機関において結核病床が転用された。本学会が支部に行ったアンケートに対し、一部の地域から結核患者の入院受け入れ困難事例の報告があった。

今後のCOVID-19診療体制整備における基本的考え方として、COVID-19患者に対して重症度・リスク因子に応じて、自宅待機・宿泊療養施設を含めた収容先を分別化する病床確保計画を策定することとし、一方、各地域において必要な結核医療機能が維持されるべきである。

COVID-19の流行が大規模に起こりかつ、入院を必要とするCOVID-19患者の施設を準備する時間的余裕がない場合などは、可能な範囲で結核病床の転用を行ってもよいが、結核患者には感染の程度に応じて対応する必要があり、感染性がある結核患者に対する隔離に支障が生じないようにすべきである。

一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会
治療委員会委員長
理事長